

# マイナンバーカード 出張申請サポートのお知らせ

市役所に出向かず、無料でマイナンバーカードを作成できます。  
 企業や自治会、各種グループ等での申込みをお待ちしています！  
 まずは、お気軽にご相談ください。

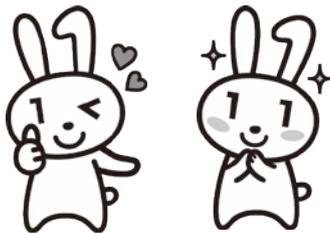
来庁不要  
 撮影無料

## 予約方法

電話で予約申込みを受付します。

対象者／出雲市に住民登録のある方  
(5名以上のグループで申込みをお願いします)

出張日時／平日の午前10時から午後4時まで  
(打合せのうえ決定します)



## 申込から受取までの流れ

### ① 事前申込

- 希望日の10日前までに、希望の日時、人数をご連絡ください。
- 日程調整のうえ、訪問日を決定します。

### ② 指定の会場で申請受付

- 本人確認書類をお持ちください。  
(詳しくは事前申込の際にお伝えします。)
- 申請書を記入し、写真撮影(撮影無料)を行います。

### ③ カードのお渡し

- マイナンバーカードは1か月程度で、できあがります。
- できあがったマイナンバーカードは、ご自宅に郵便でお送りします。

申込み・おたずね／市民課 ☎21-2315

## 令和6年度 出雲市職員採用試験【医療職】

令和7年4月1日採用予定の職員採用試験を次のとおり行います。

【医療職】 ◆申込受付期限／6月21日(金) ◆採用試験／7月20日(土)

試験の種類	試験区分	採用 予定 人員	受 験 資 格	
			生年月日 (令和7年4月1日 現在)	経験・免許・資格等 (いずれも学歴は問いません)
大学卒業 程度試験	薬剤師	1名	平成元年4月2日 以降生まれ (満35歳まで)	・薬剤師免許を有する人。(令和7年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのある人を含む。)
	医療事務職員	1名		・医療機関等で診療報酬請求、診療情報管理等医療事務の実務経験が3年以上ある人。
短大卒業 程度試験	理学療法士	2名		・理学療法士免許を有する人。(令和7年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのある人を含む。)
	作業療法士	3名		・作業療法士免許を有する人。(令和7年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのある人を含む。)
	言語聴覚士	1名		・言語聴覚士免許を有する人。(令和7年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのある人を含む。)
	看護師	5名		・看護師免許を有する人。(令和7年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのある人を含む。)
	訪問看護師	1名	昭和59年4月2日 以降生まれ (満40歳まで)	・看護師免許を有する人。

■採用試験の詳細は、総合医療センターのホームページに掲載していますので、ご覧ください。

■採用予定人員は、変更する場合があります。

■試験の実施要項・申込書類は、総合医療センターで配付しています。

また、ホームページにも掲載しています。

■応募者多数の場合は、試験の一部を7月21日(日)に実施することがあります。 ホームページはこちら▶



おたずね／総合医療センター 病院総務課 ☎63-5113

# 市民税・県民税(個人)の定額減税について

令和6年度税制改正により、市民税・県民税(個人)の定額減税を実施します。

## 対象となる方

- 個人住民税所得割の納税義務者の方で、前年の合計所得金額が1,805万円以下の方

## 減 税 額

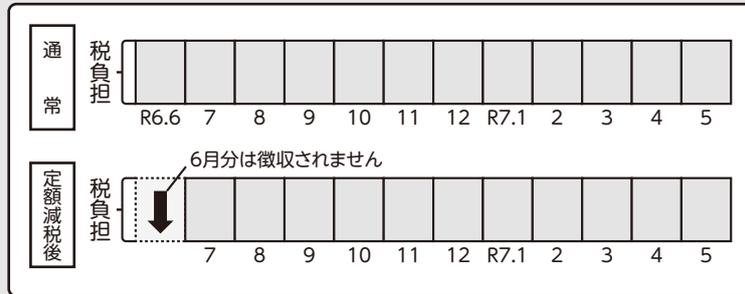
- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円
  - (1) 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方です。
  - (2) 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の状況によります。
  - (3) 扶養対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の減税を行います。

## 徴収方法(令和6年度分)

### 【定額減税の対象となる方】

- ① 給与所得に係る特別徴収  
(給与所得者の方)

- ▶ 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



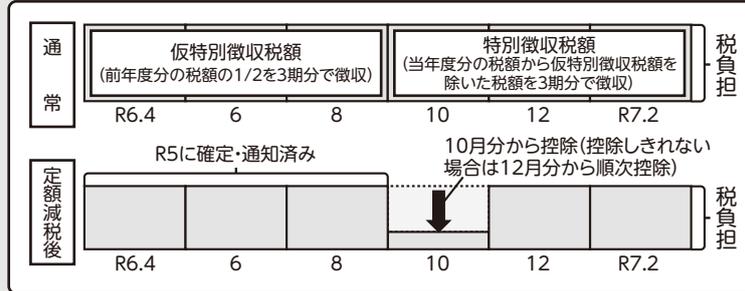
- ② 普通徴収  
(事業所得者等の方)

- ▶ 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



- ③ 公的年金等に係る所得についての特別徴収(年金所得者の方)

- ▶ 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



減税額については、納税通知書の控除欄・特別徴収税額通知書の摘要欄をご覧ください。

減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。詳しくは、内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご覧ください。



所得税(国税)においても定額減税が行われます。詳しくは、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。

